## 議案第10号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日提出

君津市長 鈴 木 洋 邦

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の公布に伴い、君津市都市計画税条例(昭和46年君津市条例第3号)の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



# 専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

君津市長 鈴 木 洋 邦

記

専決第5号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

#### 君津市条例第16号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例(昭和46年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又 は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。 附則第3項から第7項まで、第9項、第11項及び第12項中「第20項」を「第19

項」に改め、附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、 「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、附則に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の君津市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第20項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

改正案

現 行

(納税義務者等)

# 第2条 省略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

#### 3~4 省略

附則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等である

(納税義務者等)

## 第2条 省略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項 、第26項、第28項又は第30項から第33項まで の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

#### 3~4 省略

附則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等である

ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と いう。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から 平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第19</u> <u>項</u>を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場 合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上

- ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と いう。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から 平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20 項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場 合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上

- 0. 7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 3 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 9 項を除く。)又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

#### 8 省略

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度 分の都市計画税の特例)

9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該

- 0. 7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る平成 27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の 3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

### 8 省略

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度 分の都市計画税の特例)

9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該

農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の 課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該 年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当 該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満のもの	1. 05
0. 7以上0. 8未満のもの	1. 075
0. 7未満のもの	1. 1

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

#### 10 省略

11 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により税条例附則第10条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化

農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の 課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該 年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当 該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満のもの	1. 05
0. 7以上0. 8未満のもの	1. 075
0. 7未満のもの	1. 1

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市 計画税の特例)

#### 10 省略

11 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により税条例附則第10条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化

区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

## 13~14 省略

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、 第26項、第28項、第32項、第36項、第37項<u>第42項</u> 若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の 適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第</u> 34項 」とあるのは「若しくは第34項 区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第</u>20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

### 13~14 省略

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、 第26項、第28項、第32項、第36項、第37項<u>若しくは第</u> 42項 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の 適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第</u> 30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第 \_\_\_\_\_\_又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合 は、5分の4とする。 33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。